

物価高騰対策・賃上げの促進に向けた支援施策

- ・ 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金
臨時経済対策分（第3次募集） …P1～2
- ・ 令和5年度 富山県中小企業融資制度 ……P3～4
- ・ とやま人材リスクリング補助金 ……P5～6
- ・ 富山県賃上げサポート補助金 ……P7～8
- ・ 業務改善助成金（通常コース）のご案内 ……P9～10
- ・ 生活支援・消費喚起プロジェクト支援補助金 ……P11

新型コロナ又は物価高騰の影響により売上高又は利益率が減少した事業者の皆様を対象に、ビヨンドコロナを見据えた成長・発展を図るため、生産コストの削減、DX、カーボンニュートラル等の意欲的な取組みを幅広く支援します。

第3次募集のポイント

<募集枠の追加>

- ・省エネ・コスト削減枠を生産性向上枠に変更
- ・特別枠に「カーボンニュートラル」を新設し、二酸化炭素排出量の削減を図る取組みを支援

<売上高・利益率減少要件の比較対象期間の拡大>

- 直近の物価高騰や円安進行の影響も考慮
- 旧：コロナ以前（令和元年度）
新：令和元年度～3年度の任意の年度

<計画策定を支援>

(特別枠③DX、④カーボンニュートラルに限る)

- ・計画策定事業単体での申請が可能
- ・計画策定事業単体での申請の場合は補助下限なし（補助額上限 50 万円）
- ・計画策定と策定した計画に基づく事業実施を分けて2回申請することが可能
- ・国補助金や他の県補助金への活用も可能
- ・申請事業が不採択でも、原則、計画策定に係る費用分は補助

<優先採択の実施>

以下の場合に、申請内容を踏まえた上で、優先的な採択の参考にします

- ① これまでに実施した中小企業向け県補助金で1度も採択されたことがない場合
- ② R4. 10. 1以降に事業場内最低賃金の10円以上の賃上げを実施し、地域別最低賃金を10円以上上回っている場合
- ③ 県内事業者への発注を計画している場合
- ④ 売上高の減少率が10%以上である場合

補助対象事業・補助率・補助額

事業区分	事業内容(例)	補助率・補助額
New 生産性向上枠	燃料・電力の消費抑制又は原材料費の削減を図る事業で生産コスト低減することが見込まれるもの (高効率装置への更新による不良率の低下・消費電力削減 運送事業におけるハイブリッドカーや電気自動車への更新 原材料の変更に伴う製造設備の改修 業務オペレーションの見直しや改善による業務効率化)	(補助率) 中小・組合 2/3 小規模 3/4 (補助額) 上限 300万円 下限 10万円
特別枠	①企業間連携「ワンチームとやま」	複数企業が連携した新ビジネス創出や生産性向上事業 (補助率) 中小・組合 3/4 小規模 4/5 (補助額) 上限 200万円 下限 50万円
	②業態転換・事業承継	業態転換による新市場開拓や事業承継による新事業立上げ
	③DX	ビジネスモデルの变革や業務プロセスの最適化を図る事業で、事業完了後1年以内に、労働生産性が3%以上向上することが見込まれるもの
	New ④カーボンニュートラル	二酸化炭素の排出量削減を図る取組みで、事業完了後1年以内に、生産に係る二酸化炭素排出量を減少(生産額/二酸化炭素排出量の比率を3%程度向上)することが見込まれるもの (生産設備のエネルギー源の転換(化石燃料→電力等) グリーン電力への転換に伴う設備更新 二酸化炭素排出量の見える化に関する取組み)

1 補助対象者

新型コロナ又は物価高騰の影響を受け、**売上高が減少又は利益率が減少(Δ5%以上)**した、**県内に主たる事業所を置く(本社登記が県内)**、以下の事業者

① 中小企業者、小規模企業者 ② NPO 法人、医療法人 ③ 組合

※個人事業主、フリーランスも利用可。みなし大企業、暴力団関係者、性風俗営業等事業者を除く

2 申請可能枠

第1～2次募集での採択状況ごとの第3次募集申請可能枠

採択区分		第3次募集		
		特別枠 ① 企業間連携 「ワンチームとやま」 ② 業態転換・事業承継 ③ DX	特別枠 ④ カarbon ニュートラル	生産性向上枠
第1次 及び 第2次 募集	採択実績なし	○	○	○
	通常枠のみ	×	○	○
	特別枠のみ	×	○	○
	省エネ・コスト削減枠のみ	○	○	×
	通常枠と 省エネ・コスト削減枠	×	○	×
	特別枠と 省エネ・コスト削減枠	×	○	×

3 募集期間等

※内容審査のうえ先着順(予算額に達した時点で受付を終了)

区分	募集期間	補助対象期間	実績報告〆切
第3次募集	令和5年2月20日～ 令和5年3月20日 ただし、特別枠③④は ～令和5年4月21日	令和4年12月5日 ～ 令和5年9月29日	令和5年9月29日

※ 本補助金では、事業着手日を見積書の日付で判断します。**補助対象期間より前に見積書を徴収したり、支出した経費は補助の対象外です。**

※ **補助対象期間中に、採択された事業に係る支出や導入する設備の設置等を完了し、実績報告書を提出する必要があります。**

4 申請方法・申請先

オンライン申請・郵送 詳細はホームページで [TONIO 富山県](#)

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金事務局 Tel. 076-444-5476 Fax. 076-444-5487

新型コロナやエネルギー・原材料高の影響を受けた方の資金繰りを支援

ビヨンドコロナ応援資金

対象	<p>売上高または利益率が5%以上減少しており、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業</p> <p>※R5.1月に売上高減少要件緩和及び利益率による減少要件追加</p>										
融資条件	<p>【融資限度額】 1億円</p> <p>【融資期間】 10年以内（うち据置期間最大5年）</p> <p>【金利】 年1.25%以内</p> <p>【保証料】 保証料の一部を県が補助</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th> <th colspan="2">事業者負担率</th> </tr> <tr> <th>セーフティネット保証利用時</th> <th>一般保証利用時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5.4月～9月</td> <td rowspan="2">保証料ゼロ</td> <td>ゼロ～年0.55%</td> </tr> <tr> <td>R5.10月～R6.3月</td> <td>ゼロ～年0.95%</td> </tr> </tbody> </table>	期間	事業者負担率		セーフティネット保証利用時	一般保証利用時	R5.4月～9月	保証料ゼロ	ゼロ～年0.55%	R5.10月～R6.3月	ゼロ～年0.95%
期間	事業者負担率										
	セーフティネット保証利用時	一般保証利用時									
R5.4月～9月	保証料ゼロ	ゼロ～年0.55%									
R5.10月～R6.3月		ゼロ～年0.95%									

補助金を活用して行う積極的な設備投資を3年間実質無利子で後押し

設備投資促進資金（生産性革命推進枠）

対象	生産性、エネルギー効率または業務効率が1%以上向上する設備投資を行う中小企業
融資条件	<p>【融資限度額】 5,000万円</p> <p>【融資期間】 <設備>10年以内（うち据置期間最大1年） <運転>5年以内（うち据置期間最大1年）</p> <p>【金利】 年1.25%以内</p> <p>※次の場合は金利を優遇</p> <p>(1)以下のア～ウのいずれかの補助金を活用し、エネルギー効率向上や炭素排出量削減に資する設備投資等を行う場合 ⇒当初3年間実質無利子（据置期間も最大3年）</p> <p>ア ものづくり補助金（グリーン枠）</p> <p>イ 事業再構築補助金（グリーン成長枠）</p> <p>ウ ビヨンドコロナ補助金（カーボンニュートラル枠）</p> <p>(2)以下のエ～オに該当する場合 ⇒金利年1.20%</p> <p>エ 小規模企業者</p> <p>オ 経営力向上計画または先端設備等導入計画の認定を受けた事業計画を実施する中小企業者</p> <p>【保証料】 年0.35%～年1.05%</p>

*融資の申込みは、お取引のある金融機関にご相談ください。
*制度についてご不明な点があれば、県地域産業支援課金融係（TEL:076-444-3248）へお問い合わせください。

令和5年1月、人材育成の新たな支援がスタート！

とやま **リスキリング** 補助金



企業が生産性向上や成長分野へのチャレンジ等を目的として行う従業員のリスキリングの取組みに対して、経費を補助します。

本補助金のポイント

- 生産性向上を目的とした教育訓練に幅広く対応
- 受講させやすい短期間の教育訓練が対象（夜間・休日もOK）
- 手厚い補助内容、シンプルな事後申請
- リスキリングに活用できる教育訓練は県内にも充実

制度概要

補助対象者

県内に主たる事業所を置く事業主

補助対象事業

教育訓練機関（公共職業能力開発施設、企業、大学、民間の学校等）が提供する教育訓練（教育訓練機関等から講師を招いて社内で実施する教育訓練も含む）を活用して行う従業員のリスキリング

要件：20時間未満の教育訓練（人材開発支援助成金の対象となる教育訓練を除く） 裏面参照

補助内容

対象経費	補助率・補助額	補助限度額
経費補助 (受講料、教材費、材料費、旅費、その他知事が必要と認める経費)	75%	1社あたり 1年度
賃金補助	1人1時間あたり 960円	100万円

(注) 上記対象経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請することはできません。



補助要件等の詳細は、[富山県ホームページ](#)で必ずご確認ください。

とやまリスキリング補助金

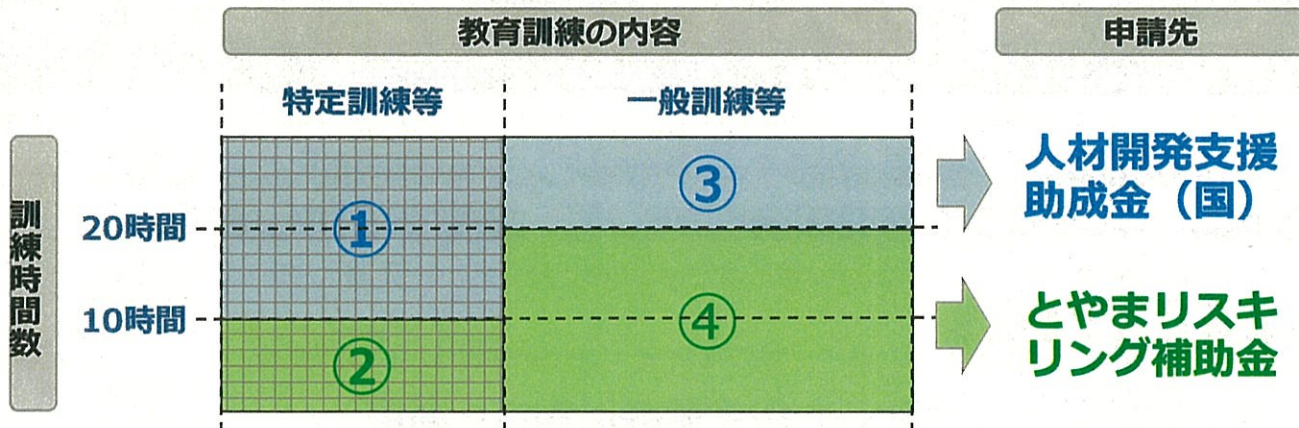
検索



【申請・問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL: 076-444-3259 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

教育訓練の内容と時間数によって申請先が変わります



特定訓練等：人材開発支援助成金において、訓練時間数10時間以上のものが助成対象となる、規定の要件に該当する特定の訓練（特定訓練コース）。このほか、10時間以上のものが助成対象となる「特別育成訓練コース」（一般職業訓練のうち育児休業中訓練）、「建設労働者認定訓練コース」、「人への投資促進コース」（高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練）、「事業展開等リスキング支援コース」の要件に該当する内容の教育訓練。

一般訓練等：人材開発支援助成金において、訓練時間数20時間以上のものが助成対象となる、職務に関連した知識・技能を習得させるための教育訓練（一般訓練コース）。このほか、20時間以上のものが助成対象となる「特別育成訓練コース」（一般職業訓練のうち育児休業中訓練を除く）の要件に該当する教育訓練。

※ 具体的な要件等は、人材開発支援助成金のパンフレット等により確認してください。
 なお、人材開発支援助成金については訓練実施前に所定の手続きが必要となります。

リスキングに活用できる教育訓練

教育訓練実施機関	教育訓練	教育訓練の内容	実訓練時間数	区分	申請先	
					人材開発支援助成金 (国)	リスキング補助金 (県)
富山職業能力開発促進センター (ポリテクセンター富山)	能力開発セミナー ※1	特定訓練等	10h以上	①	○	×
	生産性向上支援訓練	特定訓練等	10h以上	①	○	×
			10h未満	②	×	○
北陸職業能力開発大学校	能力開発セミナー ※1	特定訓練等	10h以上	①	○	×
県技術専門学院	能力開発セミナー ※1	一般訓練等	20h以上	③	○	×
			20h未満	④	×	○
認定職業訓練校	短期訓練 ※1	特定訓練等	10h以上	①	○	×
民間教育訓練機関 事業主団体 等	各種講座・研修等	特定訓練等 ※3	10h以上	①	○	×
			10h未満	②	×	○
		一般訓練等	20h以上	③	○	×
			20h未満	④	×	○

- ※ 1 能力開発セミナー・短期訓練には訓練時間数が10時間未満のものは存在しない。
- ※ 2 実訓練時間数10時間以上20時間未満の教育訓練に関する注意点
 - ・申請者は、実施した教育訓練の内容が、国の人材開発支援助成金における訓練時間数10時間以上が対象となる教育訓練（「特定訓練コース」等）の対象とならないことを確認したうえで、県に申請を行うものとする。
 - ・実施した教育訓練の内容が人材開発支援助成金の「一般訓練コース」の基本要件に該当するものであっても、受講者の年齢が35歳未満かつ勤続年数5年以内の要件に該当する場合は「特定訓練コース」（若年人材育成訓練）に区分される。そのため、当該要件の該当者・非該当者が同じ教育訓練を受講した場合には、「特定訓練コース」と「一般訓練コース」のそれぞれに区分される。
- ※ 3 民間教育訓練機関の実施する講座等についても、特定訓練等の対象となる教育訓練がある（例えば、ITSSレベル2となる訓練（実践的情報通信技術資格の取得のための訓練）は「特定訓練コース」に該当する）ので、人材開発支援助成金のパンフレット等により確認すること。
- ※ 4 人材開発支援助成金の「建設労働者技能実習コース」に該当する教育訓練は、訓練時間数にかかわらず、本補助金の対象とならない。

生産性改善・賃上げに取り組む中小企業を支援します！

富山県賃上げサポート補助金

(令和4年6月)

- ◆依然不透明な世界情勢の下、物価・資源価格が高騰する中で、中小企業においても、コスト上昇分の価格転嫁を進め、賃金の引上げにつなげていくことが重要です。
そのためには、生産性向上や人材投資など、付加価値を高める経営が求められます。
- ◆富山県では、このような生産性改善・賃上げに取り組む中小企業を支援するための補助金制度を新設しましたので、国の助成金制度とともにご活用ください。

支援のあらまし

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省（富山労働局）

業務改善助成金

- 中小企業・小規模事業者において、
- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
 - ②設備投資等

〔・機械設備
・コンサルティング導入
・人材育成・教育訓練 等〕

を行った場合に、
その費用の一部を助成。

費用の
9/10
(※1)

上乗せ

費用の
1/10
(※2)

R4.6
新設

富山県 賃上げサポート 補助金

県内企業を対象に、
業務改善助成金の額に上乗せ補助。

補助率：対象費用の1/10

- (※1) 業務改善助成金の助成率は最大で 9/10（助成率は賃金引上げの額、対象労働者数等によって異なります。上限額あり）
(※2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10です。（上限額あり）

- ➔ 富山県賃上げサポート補助金の概要については裏面をご覧ください。
- ➔ 申請書類など詳細は、富山県ホームページでご確認ください。

富山県 賃上げサポート

検索



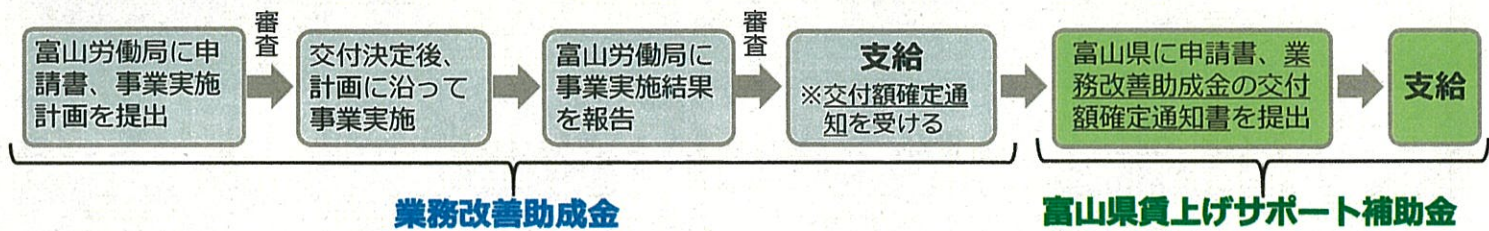
富山県は、地域経済の好循環（企業の生産性向上→賃金上昇→消費活性化）を目指します



【申請・問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL: 076-444-8897 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



補助対象・補助率

補助対象：令和4年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行った業務改善助成金であって、令和5年2月28日までに交付額確定通知を受けていること。

補助率：対象費用の**1/10**（一律） ※上限額あり（国の助成上限額の**1/10**）

申請方法

令和5年3月10日（必着）までに、所定の申請書類（業務改善助成金の交付額確定通知書を添付）を富山県労働政策課に提出してください。

（予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。）

業務改善助成金の概要

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上 ^(※1)	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上 ^(※1)	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上 ^(※1)	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上 ^(※1)	600万円	600万円

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ・（）は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

申請期限

- 申請期限：令和5年3月31日
- 事業完了期限：令和5年3月31日

助成対象事業場

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

- ①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③物価高等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日
（事業完了期限：令和5年3月31日）

業務改善助成金（通常コース）とは

事業内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。
この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

助成上限額・助成率

助成上限額

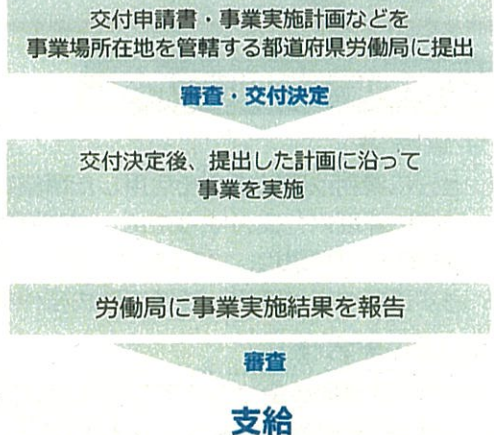
コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

- ・ () 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金支給の流れ



※ 10人以上の上限額区分は、＜特例事業者＞（裏面参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

対象となる事業者

一般事業者: 次のどちらにも該当する事業場

- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者: 一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ① 事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗改装による配膳時間の短縮

一部の
特例事業者は
助成対象経費が
拡大されます！

助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



注意事項・お問い合わせ

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金 検索

生活支援・消費喚起プロジェクト支援補助金 (R4 予算額 400,000 千円)

電気料金の値上げを含むエネルギー価格や物価の高騰により、落込みが懸念される地域経済を幅広く回復させるために、県産品の活用や県内調達を促し、地域内の消費需要を喚起することが必要であることから、商工団体や商店街等の取組みを支援するもの。

- 1 補助対象事業：感染防止対策を徹底した上で商工団体や商店街等が一体となって実施する、県内の消費喚起や需要拡大を目的とするプレミアム商品券発行等のキャンペーン事業
(実施例)
 - ・プレミアム商品券発行事業
 - ・地域独自通貨発行事業やポイントカード活用事業
- 2 補助対象者：商店街等団体、商工会議所・商工会、任意団体 等
- 3 補助率：定額補助
- 4 補助限度額 ※連携した場合の加算枠はなし
 - 商工団体 20,000 千円 (1 団体あたり)
 - 商店街等 2,000 千円 (1 団体あたり)
 - (例) 2 商工団体連携⇒ $20,000 \times 2 = 40,000$ 千円
- 5 補助対象経費
 - 商品券のプレミアム (割増分)、商品券発行に係る印刷費、広告費等

